

弘前市協働によるまちづくり推進審議会 会議録概要 (第3回)			
日時	令和7年11月18日(火曜日) 18時00分～19時30分		
場所	弘前市役所市民防災館3階 防災会議室	傍聴者	なし
出席者 (17人)	委員 (10人)	小谷田会長、奥野委員、葛西(紘)委員、山田委員、相馬委員、安田委員、大塚委員、葛西(聖)委員、神委員、棟方委員	
	執行 機関 (7人)	市民協働課	土岐課長、山崎課長補佐、佐藤主幹兼協働推進係長、工藤主査、佐々木主事、吉田主事、山内主事
会議概要			
1 開会			
2 議事			
報告 (1) 令和6年度答申への対応について			
(2) 協働によるまちづくりに関する市民意識アンケートの今後の方向性について			
(3) 第2回審議会での主な意見			
説明 (1) 令和2～6年度の審議、答申について			
3 事務連絡			
4 閉会			
【各委員の意見等】			
報告 (1) 令和6年度答申への対応について			
(事務局から説明)			
会	長：ありがとうございました。ただいま事務局より報告のありました「令和6年度答申への対応」についてですが、こちらは一旦答申として提出しているものですので、再度審議するというものではございません。ですから何か感想やご意見、ご質問などございますでしょうか。それではございませんようですので、続きまして報告の「(2) 協働によるまちづくりに関する市民意識アンケートの今後の方向性について」、事務局から説明をお願いいたします。		

報告（２）協働によるまちづくりに関する市民意識アンケートの今後の方向性について

（事務局から説明）

会長：ありがとうございました。ただいまの事務局からの報告について、何かご意見やご質問などございますでしょうか。それでは続きまして報告の「（３）第２回審議会での主な意見」について事務局から説明をお願いいたします。

報告（３）第２回審議会での主な意見

（事務局から説明）

会長：ありがとうございました。ただいまの事務局の報告について、何かご意見ご質問などございますでしょうか。ございませんようですので、続きまして、説明案件に入ります。説明の「（１）令和２～６年度の審議、答申について」事務局から説明をお願いいたします。

説明（１）令和２～６年度の審議、答申について

（事務局から説明）

会長：１か年ごとご説明いただきましてありがとうございました。本日は前回に引き続き、説明を受ける機会が多い審議会となりましたが、皆様からは貴重なお時間をいただきまして大変感謝いたしております。各年度について審議の進め方、配布資料などについてご意見をお伺いしましたが、審議の進め方については特に毎年度問題がないというか、市の方々が十分に準備をなさって、もう確立している感じがいたします。ですから審議の進め方と配布資料等については、なかなか意見を出すと言っても難しいかなと思います。もちろん中身についてということであれば、いろいろご意見があるとは思いますが、審議

の進め方と配布資料については、しっかり出来上がっているのではないかと思います。ただそのあとの市の対応ですね。これについてはもう少し知りたいという気持ちも私はなんとなくございます。例えば最後の令和6年度の事務局配布資料の56ページですね。これ各年度についても同様なんですけど、例えば1つの例を令和6年度についてあげると、その56ページに答申案があるわけですよ。初めに、「比較的新しい協働が多い」と記載されており、それから(1)としては、「個々の企業の健康意識の向上」、それから、「行動変容活動への取り組みの支援を検討する」、と記載されています。(2)も「支援の方法について検討する」、(3)は「リフレッシュの方法など、メンタルヘルスの観点からも取り組むよう努める」等々(4)、(5)、(6)とあるわけなんです。検討する、努めるとあるんですけど、この答申の後ですね、やっぱり少し知りたいなという気持ちがございます。これは前回と重複するんですけども、やはりこの答申が出て、その後の市の対応があって、それでどうなったのかというところまで、1つ1つの事業について進めるべきという気がしております。毎年度新しいことを行って、答申を出して検討し、そして努力、工夫をするということで、その年度が終わって、また年度が変わると次のことについて答申するという流れになっておりますので、今後は、この審議の進め方としては複数年度を検討して、答申を行って、市が対応して、それでまた検討を図ると。そして、重要なことについては複数年度考慮して、事業を進めていくと。複数年度の間は、この委員の変更はなしという形で1つのテーマについて、1グループの委員が責任を持って担当していくと。新しい事業になるということであれば、適材適所で委員を変えていくと。そういう形で運営していくと、よりよい審議会になるのではないかという感想を持っております。はい。他には事務局からございますか。大丈夫ですか。特に何か委員の皆さんもご意見等ありますでしょうか。はい、お願いいたします。

委員：よろしいですか。大きく2つあるんですけども。まず1点は前回も質問として意見を申し上げたことと繋がるんですけど、条例での定義で、前回のまとめでは市民と大学生ということで、市民の場合には在住というのがあるので、公募委員の場合ということでまとめられていまし

たが、今回伺った中で例えば、資料の4-1の令和2年度の会議録の5ページにある学生ということに関して、高校生ということ、主体としてはもう少し年齢を下げてもいいのではないのかという意見が出たりというようなこともあります。その学生ということになると、大学生で、定義上は市内に在住してなくても通学していれば、まちづくりの主体ということになりますが、例えば高校生、小学生、中学生は定義上子どもという定義になっていて、その子どもの定義はあくまで市内在住となっていて、在学が条件ではないわけです。これは現在の学習指導要領で、その地域との連携ということが非常に重視されていますので、総合的な学習の時間、総合的な探究の時間などを通じて、令和3年度に事業者との協働ということ、就業体験という話も出ていたかと思うんですが、それで小・中学生は市内在住でほぼイコールなのかもしれませんが、高校生の場合ですと、やはり市外から通学している生徒も相当数いると思いますので、やはり定義ということに関しますと、やはり在住だけでなくて在学というか、通勤、通学というのもやはり含めて考えるべきではないのかということ、条例の見直しということについては、あらためて子どもの定義についても見直す必要があるのかなというのがまず第1点です。続けてよろしいでしょうか。それから2点目なんですけれども、これはテーマということで、令和5年度は、危機管理ということですが、防災がテーマになっているかと思えます。令和6年度の場合、健康がテーマになっているかと思うんです。私はもう1つ、教育委員会の教育長が主催する、ひろさき教育創生市民会議の方も委員をしていて一昨年から参加していますが、そのテーマで令和5年度に小・中学校における健康教育というのをテーマにし、昨年度の教育創生市民会議ではまさに防災というテーマということで、テーマがかなり被っているわけです。それで、教育創生市民会議の方に昨年参加した記憶の中では、まちづくり推進審議会で、どういう話が防災に対してなされたのかということ、全く出てなかったかと思えます。それから、逆に教育創生市民会議の方で健康ということで取り組んだ内容が、例えばまちづくり推進審議会の昨年度の内容については、やはり情報提供されていないのではないのか、というように資料を読んで思ったということなんです。質問ということで、事務局には事前にお送りしたところでもあるんで

すが、情報ということで、この場合管轄が違っている市長主催のまちづくり推進審議会と、教育長主催の教育創生市民会議ということで、担当課も、市民協働課と生涯学習課で管轄も違うということではあるんですが、情報を共有したり、あるいは連携したりするような仕組みが、まずはあるのかないのかっていうことを伺いたいです。事前に伺っているので、共有の仕組みはあるけれどもあまり連携ということに関してはどうかなということだったかと思うんですけれども。それらの提案ということで管轄が違っても、同じ市役所内ですので、情報についてはなるべく共有し、他の審議会に出ている成果を生かすべく、全体として、総括してってということになると、なかなかそれぞれの担当箇所がやるのが難しいので、やっぱり市長あたりがリーダーシップをとって、全体としてまとまっていくような感じということで。先ほどアンケートの話も出ていましたけど、その担当箇所をどうするのかって結構難しい問題かとは思いますが。ただ、そういうのもバラバラにやるということではなくて、どなたか長に立つ方がリーダーシップをとって、全体としてそれぞれの視点から話し合うのは大変重要なことですが、最終的には大きくまとめるっていうことを、市長なりがリーダーシップをとってやっていく必要があるのではないのかということを感じたという次第です。以上になります。

会 長：今のご意見について、事務局からはいかがですか。

事務局：はい。ただいまのご意見ですが、情報の連携についてご説明いたしますと、審議会や協議会が行われた場合、市役所内部で情報を共有する仕組みはございまして、私たちが利用している庁内でのネットワークで共有しております。ただ、先ほどおっしゃられた中にもございましたが、審議会や協議会の議事録など、そういった情報がすべて共有されているかというところはおそらくなっていて、そもそも非公開になっているものもございまして、あるいはその審議会の考え方で、共有までは至らないということもあるかもしれないと思っております。ですから私も教育創生市民会議でどういったことが行われているのかってというのは、あまり詳しくなくてですね。市役所内部で共有もしていますし、あと、庁外に対してはインターネットなどで共有して、市民の

皆さんに掲示しているということもございます。そういった連携方法はございますが、すべての審議会、協議会の情報を共有できているかということに関しては、おそらく、現状ではそうなってはいないと思います。そしてもう1つ、市長がリーダーシップをとる方向で、連携をしていくべきではないかというお話もございましたが、やり方も色々あるかもしれませんし、あと市長部局でないというのも先ほどのお話もありました通り、同じ考え方かどうかの確認作業も必要になるかと思しますので、これらに関しては、次回以降の審議会で、もう少し探求していければいいのかなというふうに考えております。以上です。

会 長：今のご意見は大分、盲点だった感じがしましたね。確かに色々な部署がありますので、市の中で、各部署が重複する議論を行っている可能性っていうのはあるでしょうね。もし重複がある場合には、結果を共有するというだけではなくて、事業の始めから、何について議論を始めるのかというところで、もしかしたらすり合わせが必要なのもかもしれないですね。事後的ですと、すでに重複していたり、事業が終わってからということになりますので。これを考えると、おそらくおっしゃられているのは市長ということでしたけれども、市長というよりも、俗に言うゼネラルマネージャーのような、横断的に事業を管理する方がいらっしゃらないと、上手くまとまらないのではと。そのゼネラルマネージャー的なことを市長にお任せするのは、これまたお忙しい市長ではなかなか厳しいところがありまして。市の中にそのような役職が存在するのかはよくわかりませんが、おそらくないのではないかと。そうすると審議会について、抜本的な改革が必要になる意見かもしれないですね。要するに、もう一度まとめますと、議論が重複している可能性がある場合には、結果の共有だけではなくて、始める段階ですり合わせが必要で、そのためには、全体を統括するゼネラルマネージャーみたいな方が、どこかで存在していないといけないということになるのではないかと思います。他にご意見ありますか。お願いします。

委 員：はい。今日のアンケートの中止のところだったんですけれども、これは報告だったので、報告として聞きました。ただ、1点思うのは、こ

の審議会の担当事務としては、確かに事業等と条例の整合性がとれているかとか、執行機関のやっていることを確認して意見を述べる、または条例の変更が必要かということですが、その執行機関がやっている事業が、果たして条例に合っているかどうかというのは、我々の考えだけじゃなくて、この条例の主役である市民にその事業が伝わっているかどうかというのが非常に大きいポイントになるかと思えます。市民に、事業や考え方がうまく伝わっているかどうかというのを見る方法であるこのアンケートを中止してしまうと、なかなか難しくなってくるので、アンケートでない方法で何かあればいいのかもしれないんですけれども。事業の評価についても、条例の評価についても、市民の考えというのを知る方法というものを何か担保する必要があるのではないかと感じていました。ただ今後の対応についてはアンケートへの設問の追加を検討するというのもありましたので、何かこの基本条例についての市民の考えとか、知っているのかどうかも含めて、何か知りたいなという部分はあります。協働のアンケートについては、この基本条例を知っているのかどうかという回答については、前はちょっと変わりましたが、それまではずっと同じようなレベルで、ほとんどの方が知らないレベルで来て、それをどう改善すればいいのかというところにもあまり突っ込まずに、ただ結果の数字だけを追いかけてきた経緯もあるので、果たしてそれでいいのかどうかというところも含めて、何かフィードバックを受ける方法が必要なのではないかなと感じました。次、もう1点なんですけれども。次年度以降についてなんですけど、今回の諮問事項が、今後の審議会のあり方と基本条例の見直しについてという、非常にスケールがですね、多分事務局の方も、かなりご苦労されているかとは思いますが、これまで10年間審議会をやってきて、全部以上の内容の諮問を受けたように私はすごく感じているんですが、それを来年度と、その次の年で、限られた回数でこの審議会に審議していくとなると、かなりの労力というか難しい部分があると思うので、例えばやらなければいけないことはたくさんあるんでしょうけれども、審議会の委員がそれぞれ思ったことをその都度発言していったらいいのでは、とてもじゃないけど2回、3回の審議会ではまとまりきれないと思うんです。ですので、本来であれば、委員の皆さんから出てきたもので答申を作

り上げていくのは正解なのでしょうけれども、ある程度審議のポイントというんですかね、これまで審議会をやってきてとか、また条例に合わせた事業遂行をしてきて出てきた課題というのはあるかと思えますので、そういうところの課題部分を、例えばですけれども潰していくとかですね。委員の皆さんも今回新しい委員さんが多いので、何かポイントとか、ここを話し合っていきましょうとしていった方がいいのではないかという感じはしています。条例についても例えば見直しの仕方として、1個1個の条文の文言まで見るのはかなり難しいかと思うので、例えばもう10年前にできた条例ですので、この基本条例の考え方自体は変わってないとは思いますが、その時の社会、環境、弘前市の状態とか。あとは市民、コミュニティ、事業者などの状況と、10年経った今の状況がどう変わってないのかどうか、そのベースになるところで環境が変化していないのかどうかというところを見ながら、その変化に対応するための削除、変更、追加などが必要なのかどうかなど。委員が何について意見を言えばいいのかが、わかりやすい進め方が必要になるかなと、この諮問を受けたときから感じていました。以上です。

会 長：なるほど。いろいろ質問が多岐にわたりましたが、いかがでしょうか事務局。リプライとしては。

事 務 局：はい。実際、これは期間も10年間で、取り扱っている資料も皆様にお渡ししているものがすごく容量が多いことから、情報量が非常に多いと感じております。課題部分を潰すというのは、まさしく潰しながら、条例も変えていかないといけないとか、あるいは、ポイントやテーマを絞るということについて、私たちの方でも来年度以降、取り入れていきたいと考えておりました。前回の審議会でもありましたが、時代が変わると考え方も変わる、あるいは周知方法という話も前回ありましたが、紙ベースの広報誌、そういったものからデジタル化が進んで、インターネットやSNS というもので、皆さん情報を入手できるような世の中に変ってきております。時代が流れるに伴いまして、やり方や考え方も変えなければいけないのかなと考えますので、その辺をポイントとして絞りながら、何か変えていかなければいけない部

分があるのかどうかについて、今後皆様と意見を交わしていければと
考えております。

会 長：そうですね、来年度に向けて事務局の皆さんも少し仕事が増えそうではありますが、確かにこのまま同じように続けると、ご意見いかがでしょうかとと言っても、どんな形で何を言えばいいのかというのは非常に漠然としていてやりにくいかもしれないですね。ですから呼び水のような形で、この点についてとか、それからこの条文についての整合性についていかが思われますかとかですね、もう少し的を絞った形で、事務局からの報告があると、少し質問がしやすくなるのかもしれないですね。ただこれはなかなか難しい作業で、理屈では簡単ですが、なかなか難しいかもしれないですね。ですから、これから私も事務局の皆さんと一緒に考えていきたいと思えます。はい。よろしくお願ひします。他にはいかがでしょうか。ご意見などございますでしょうか。はい、どうぞ。

委 員：ずっとものすごい資料をいろいろと説明していただいて、中身に関しても超スピードで、もう5年単位のものも続けて色々とお話していただいているんですが、やはり先ほどから皆さんが言っているように、時代がどんどん変化していますね。中には一部触れているところがあるんですが、総合計画の見直し時期も平成27年度からということで、今この10年の中で、5年過ぎてっていう形になる時期ですから、今までのこの条例に関して、これまでの総合計画の後期、今実施していると思うんですけども、それに何か反映しているものがあるかどうか。それからこの後、27年以降の総合計画にこの委員会の内容が反映されるよう、されるべき内容となるのかなど、その部分を知りたいなという意見です。

会 長：事務局の皆さんいかがでしょうか。総合計画との関連でのご質問でしたがどうでしょう。

事 務 局：総合計画で答申を他課の所管している事業で取り入れているかどうかの詳しいところまでは存じていません。ただ私たちがここで行って

おります審議、そして答申によって、こういったご提案がございましたということは、先ほども申し上げている通り、それぞれの庁内の課室に伝えておりました、対応もそれぞれ行っておりますので、総合計画が切り替わるタイミングで、実施できる場合は実施できますが、その具体的な例というのは、今、事務局の方では出すことができません。申し訳ございません。

会 長：その他いかがでしょうか、ご意見ございますでしょうか。はい。どうぞ。

委 員：ちょうど総合計画の話が出たので、これ質問なんですけれども。今おっしゃったように、総合計画の見直しに向けて、他の課とかだと担当の政策の部分とかで、この後期の内容についての進捗状況を説明して、意見を聞くヒアリングみたいなのをやっているかとは思いますが、この市民協働課のものでいくと、政策、いわゆる16の市民協働という部分が、総合計画の中にあって、その中の政策課題とか、指標の到達度とか、そういうふうなものに向けてのチェックっていうのは担当課の中だけでやっているのか、それとも市民とか、委員会でのヒアリングとかを経て、次の計画に反映させているのかというところを教えてください。

事 務 局：総合計画の指標、数値ポイントの部分に関して、それを課の中以外で評価していただいているということは、特に現在行ってはいないです。

会 長：ありがとうございました。その他にはいかがでしょうか。委員の皆さん何かご質問などございますでしょうか。ございませんか。それでは、ございませんようでしたので本日も、前回に引き続きまして長時間にわたり、審議会のスムーズな進行にご協力いただきありがとうございました。委員の皆様におかれましては、今年度3回にわたりご審議いただき、本当にありがとうございました。大変感謝いたしております。